

※ 検 了	課長	主幹	係

提出先 三重県 県税事務所長宛て

令和5年度狩猟税収入証紙納付書

納税義務者	住所	職業	
	氏名	※登録番号	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟 第 号
		※登録年月日	令和 年 月 日

税率の区分

狩猟者の登録の種類	イ 全域に係る狩猟者の登録	ロ 三重県県税条例第190条第2項第1号の登録(放鳥獣猟区)	ハ 三重県県税条例第190条第2項第2号の登録(放鳥獣猟区等)	ニ 三重県県税条例附則第24条の2第1項の登録(許可証)	ホ 三重県県税条例附則第24条の2第2項の登録(従事者証)
狩猟者の登録を受ける者					
① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、②に掲げる者以外のもの	16,500円	4,100円	12,300円	8,200円	8,200円
② 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	11,000円	2,700円	8,200円	5,500円	5,500円
③ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、④に掲げる者以外のもの	8,200円	2,000円	6,100円	4,100円	4,100円
④ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	5,500円	1,300円	4,100円	2,700円	2,700円
⑤ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	1,300円	4,100円	2,700円	2,700円
証紙 はり付欄	注1 該当する税額欄を○で囲んでください。 注2 収入証紙は、納税義務者において消印しないでください。消印すると無効になります。 注3 ②又は④に該当する場合は、市町長の証明書が必要です。 注4 ※印欄は、記入しないでください。				

証明書

住所

氏名

上記の者は、令和 年度分の道府県民税について、下記に該当する者であることを証明します。

記

- 所得割額を納付することを要しなく、かつ、同一生計配偶者(地方税法第23条第1項第7号に規定するものをいう。以下同じ。)又は扶養親族(同項第9号に規定するものをいう。以下同じ。)に該当しない。
- 所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する。(農業、水産業、林業に従事する方に限る。)
- 所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する。

令和 年 月 日

市町長

印

- 注1 証明書のうち、該当する番号を○で囲んでください。(本人が所得割額を納める場合は証明対象外です。)
- 注2 証明事項中2については、農業、水産業又は林業に従事している者に限ります。
- 注3 県外住居者にあつては、本様式以外のものを使用することができます。

きりーとーりーせーん

証明書交付願

市町長様

令和 年 月 日

令和5年度狩猟税の税率適用について必要がありますので、上記のことについて証明してください。

申請人 住所
氏名

印

注 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する方で、扶養者の住所と異なる場合は、「申請人の住所」欄に扶養者の住所を記入し、「申請人の氏名」欄には、納税義務者の氏名の後に、かっこ書きで扶養者の氏名を追記してください。(例：三重太郎(扶養者 三重次郎))

注 住所地の市町が「証明書交付願」の申請印を廃止している場合、申請人の押印は省略できます。